

令和7年2月12日
防災くらし安心部

報道関係者各位

一般家庭等におけるLPガス料金の負担軽減について

エネルギー価格高騰の影響を受けている一般家庭等のLPガス利用者の負担軽減を図るため、下記のとおり、利用料金の値引き事業を実施します。(事業実施主体：一般社団法人山形県LPガス協会)

本事業の県民の皆様への周知について、御協力くださるようお願いいたします。

記

1 対象者

LPガスを利用している山形県内の一般家庭及び飲食店等（コミュニティーガス利用家庭を含む）

2 値引き方法

令和7年3月1日から4月30日までの検針（2月までに契約済の方）に基づき、請求される料金から、1契約あたり最大2,000円（税抜）をLPガス販売事業者が値引きします。利用者による申請手続きは必要ありません。

3 県予算額（令和6年12月補正）

645,110千円

4 問い合わせ先

この事業は、山形県の補助を受けて、一般社団法人山形県LPガス協会がLPガス販売事業者を通して実施するものです。LPガス販売事業者またはLPガス利用者からの問い合わせは、以下のコールセンターにお願いいたします。

◇ 「山形県LPガス料金負担軽減支援事業」助成金事務局 コールセンター
電 話：0120-572-017

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（祝日を除く）

◇ 《当該事業の掲載ホームページ》<https://yamagatapg.jp>

【問い合わせ先】

（一社）山形県LPガス協会

専務理事 佐藤 友彦 電話：023-623-8364

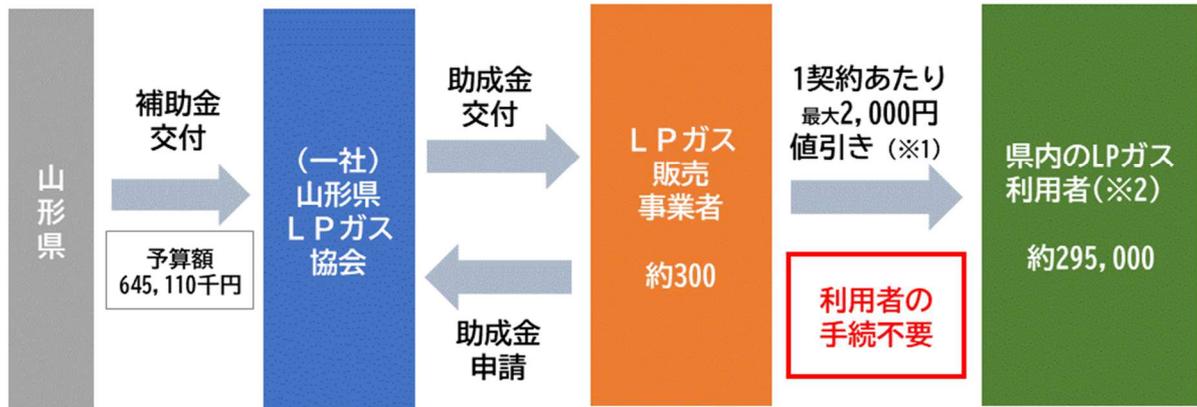
【担 当】

防災くらし安心部消防救急課 課長補佐 長谷部 一郎

電話：023-630-2226

報道監 防災くらし安心部次長（兼）危機管理広報監 小泉

LPガス料金負担軽減支援事業の概要



※1 値引き対象は、令和7年3月1日から4月30日までの検針に基づき請求される料金

※2 液化石油ガス法に規定する一般消費者等

- ・LPガスを生活の用に供する一般消費者
- ・暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者
- ・蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に供する者 等